

③ 園芸作物

<果菜類>

1-1 トマト [ハウス]

**ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容**

- トマトは主に道央、道南および道北の施設で栽培され、作型は促成（ハウス加温・マルチ）、半促成（ハウス・マルチ）、抑制（ハウス）などである。品種は「桃太郎」「ハウス桃太郎」「桃太郎8」「桃太郎ファイト」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は10kgN/10a、追肥は各花段ごとの2～3番果がピンポン玉大になった時点で、摘芯位より下方3段目まで行う。追肥の必要性の有無を判断するために葉柄の硝酸態窒素測定による窒素栄養診断が有効である。作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。また、必要に応じて下層土の残存硝酸態窒素診断を実施して、一層の施肥の適正化に努める。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策として、天敵や微生物農薬など生物農薬の利用、対抗植物や抵抗性品種の導入を進めるとともに、微小害虫やウイルス媒介虫の侵入を防ぐため、近紫外線カットフィルムの利用や施設の開閉部を防虫ネットで覆うなどの対策を行う。物理的土壌消毒（土壌還元、太陽熱消毒等）を行い、病虫害の発生を可能な限り抑制する。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、マルチ栽培や手取り除草を行い、除草剤の使用を削減する。

**◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）**

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a（ハウス）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	温湯種子消毒技術 機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

- （留意事項）
- ・ かいよう病には、55℃・25分間あるいは54℃・40分の温湯種子消毒が有効である。なお、消毒に当たっては上記温度を厳守できる機種を使用する。
  - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

**イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項**

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

**ウ その他必要な事項**

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1-2 トマト [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- トマト（露地）は加工用または生食用として、主に道央、道北および道南で栽培され、作型はトンネル早熟（トンネル・マルチ）、露地早熟（マルチ）などである。  
品種・栽培法については、心止まり性の「なつのしゅん」、「なつのこま」、「TRN 2011」などでは無支柱放任栽培（地這い）で、普通種の「桃太郎系品種」などでは支柱栽培である。  
また、中玉トマト、ミニトマトの露地栽培についても下記の指針に準ずる。
- 標準的な基肥窒素量は10kgN/10a程度で、有機質肥料や肥効調節型肥料を組み合わせ、適切な草勢維持に努める。追肥を行う場合は基肥窒素量、草勢、収穫段数などを十分に考慮し、適切に行う。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など排水対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫対策では、適正な輪作を行うとともに、生物農薬の利用、対抗植物や抵抗性品種の導入、アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。  
また、多湿、多窒素条件や馬鈴しょの隣接ほ場では、疫病の発生が懸念されるので、栽培ほ場の選定を適切に行うとともに、簡易雨よけ栽培を行う。  
雑草対策では、マルチ栽培や機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t / 10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 2 ミニトマト

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ミニトマトは道央、道南および道北の施設で栽培され、作型は促成（ハウス加温・トンネル・マルチ）、半促成（ハウス・トンネル・マルチ）、雨よけ夏秋どり（ハウス・マルチ）などである。品種は「キャロル10」「キャロル7」「ココ」「千果」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は15kgN/10a、追肥は3段花房開花期から各花房開花期ごとに摘芯位下方2段位目まで行う。1回の追肥量は2kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する可能性があるため、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。必要に応じて下層土の硝酸態窒素診断も実施する。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じて搬出する。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫対策として、天敵や微生物農薬など生物農薬の利用、対抗植物や抵抗性品種の導入を進めるとともに、微小害虫やウイルス媒介虫の侵入を防ぐため、近紫外線カットフィルムの利用や施設の開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を行う。物理的土壌消毒（土壌還元・太陽熱消毒など）を行い、病害虫の発生を可能な限り抑制する。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、マルチ栽培や手取り除草を行い、除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a（ハウス）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	温湯種子消毒技術 機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ かいよう病には、55℃・25分間あるいは54℃・40分の温湯種子消毒が有効である。なお、消毒に当たっては上記温度を厳守できる機種を使用する。
  - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

### 3 きゅうり

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- きゅうりは主に道央以南の施設で栽培され、作型は半促成（ハウス・マルチ）、促成（ハウス加温、同無加温）、抑制（雨よけハウス）、早熟（ハウス）などである。品種は「シャープ1」「南極2号」「南極3号」「アンコール10」「オーシャン」などが作型により使い分けされている。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は20kgN/10a、追肥は収穫始めから実施する。2回目以降の追肥は30日ごとに行う。1回当たりの追肥量は5kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策として、天敵や微生物農薬など生物農薬の利用、対抗植物や抵抗性品種の導入を進めるとともに、微小害虫やウイルス媒介虫の侵入を防ぐため、近紫外線カットフィルムの利用や施設の開口部を防虫ネットで覆うなどの対策を行う。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や手取り除草を行い、除草剤の使用削減を図る。

#### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a（ハウス）。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

#### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 4 なす

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- なすは主に上川盆地、北後志地域の露地およびトンネル露地で栽培され、作型は露地普通(マルチ)、早熟(トンネル・マルチ)が大半で、ごくまれにハウスで栽培される。品種は「千両2号」「くろべえ」「長者」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は、無マルチ栽培において15kgN/10a、1回目の追肥は収穫初めに行い、以後は30日ごとに、収穫終了予定の30日前まで行う。  
露地栽培での追肥窒素量は1回当たり4kgN/10aである。  
作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する 경우가多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし・麦類などの作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性の改善)を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策として、連作障害回避のために輪作を行うとともに、ウイルス媒介アブラムシ類対策としてシルバーマルチなどの光反射性マルチ資材を利用する。また、オンシツコナジラミやハダニ類などへの対策では生物農薬を利用する。  
物理的土壌消毒(土壌還元等)を行い、病虫害の発生を可能な限り抑制する。  
連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や手取り除草を行い、除草剤の使用削減を図る。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術(省令指定)

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥2t/10a以上(露地、マルチ、トンネル)、たい肥4t/10a(ハウス)。 前作物の後作緑肥、休閒緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料(窒素成分量)の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵(天敵昆虫、微生物農薬(生きているもの。死菌は除く。))であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 5 かぼちゃ

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- かぼちゃは道北部の丘陵および盆地、富良野盆地、十勝の段丘地、道央以南などで栽培され、最近では転作畑でも栽培されている。作型はトンネル早熟（トンネル・マルチ）・露地早熟（マルチ）、露地直播（マルチ）などである。品種は「えびす」「みやこ」「味平」などである。また、ミニかぼちゃ、ズッキーニも下記の指針に準じる。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は5～6 kgN/10a、分肥は着果揃い後に4 kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病害虫対策として、適正な輪作、健全苗の使用のほか、発生初期のウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチなどを導入する。マルチ栽培は保温による生育促進や雑草防除にも有効である。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 6 えだまめ

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- えだまめは十勝の段丘地、道央以南で栽培され、作型は露地およびトンネル早熟（トンネル・マルチ）などである。品種は「サッポロミドリ」「ユキムスメ」「ユウヅル」「鶴の子」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は1.5～2.0kgN/10aで、土壌の種類によって異なる。窒素供給力が低い圃場では開花始期ころの追肥が有効であり、その量は5kgN/10a程度とする。  
基肥窒素は初期生育を確保するために必要であり、たい肥等有機物を施用しても減肥の対象としない。  
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。  
なお、輪作は4年以上とし、土壌pHは5.5～6.5。根粒菌が働く土壌環境の改善、特に排水対策は重要である。
- 病害虫対策として、健全種子の使用や適正な輪作を行うとともに、地上部に発生する病害虫に対し、病害虫発生予察情報を活用することで適期防除の徹底を図る。  
雑草対策として、マルチ栽培や手取り除草を行い、除草剤の使用削減を図る。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥2t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術 局所施肥技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病害虫防除所および農業試験場が提供する病害虫発生予察情報を活用することが適当である。

### ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 7-1 スイートコーン [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- スイートコーン（ハウス）は道央以南で作付けされ、作型は半促成（ハウス・トンネル・マルチ）である。品種は「ピーターコーン」「ピーター早生1号」「カクテルE51号」「キャンベラ86」「味来390」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は7 kgN/10a、分施は4～5葉期に5 kgN/10aである。肥効調節型肥料（緩効性窒素・被覆肥料）を利用すると基肥と分施の合計量を一度に基肥として施用できる。作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積するケースが多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。土壌の塩類濃度が高い場合は茎葉を搬出する。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の使用、適正な輪作の実施で病虫害の発生をできるだけ少なくし、化学合成農薬の使用を削減する。マルチ栽培は保温による生育促進や施設の過湿対策による病害発生の抑制および雑草防除にも有効である。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。

### ◎ 持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。



## 7-2 スイートコーン [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- スイートコーン（露地）は道北部の美瑛の丘陵および富良野盆地、道東の十勝の段丘地、道央以南で栽培され、作型はトンネル早熟（トンネル・マルチ）、露地早熟（マルチ）などである。品種は「ピーターコーン」「ピーター早生1号」「カクテルE51号」「キャンベラ86」「味来390」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は7 kgN/10a、分施は4～5葉期に5 kgN/10aである。肥効調節型肥料（緩効性窒素・被覆肥料）を利用すると基肥と追肥の合計量を一度に基肥として施用できる。作付回数が增えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、健全種子の使用、適正な輪作、被覆栽培の実施で病虫害の発生を可能な限り抑制し、化学合成農薬の使用を削減する。雑草対策ではマルチ栽培や機械および手取り除草を導入する。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。